

法教育研究会第 9 回会議議事録

日 時 平成 1 6 年 3 月 2 3 日 (火)
午後 2 時 ~ 午後 4 時 5 分
場 所 法 務 省 大 会 議 室

午後2時00分 開会

土井座長 それでは、所定の時刻になりましたので、法教育研究会の第9回会議を開会させていただきます。

まず最初に、本日の配付資料の確認を事務局から説明していただきたいと思います。それでは、お願いいたします。

大場参事官 配付資料の確認をさせていただきます。「法教育研究会第9回会議配布資料」とあります資料1から4までです。資料1が「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案の概要」、資料2が佐藤博史弁護士作成のレジюмеでございます。資料3が第6回の会議議事録、資料4が第7回の会議議事録でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

本日、日本弁護士連合会から本研究会で昨年末に取りまとめました論点整理に対する意見書が提出されるということを伺っております。鈴木委員の方から意見の内容について簡単に御紹介いただけますでしょうか。

鈴木委員 遅くなりましたと言うべきなのでしょう。1月末と言われながら延び延びになってしまいました。ようやく出来上がりました。机上に配付しております「法教育研究会 論点整理に対するコメント」というものです。中身としましては、基本的には、弁護士会、弁護士がどういうふうに取り組んだかというのを簡単に紹介した上で、基本的な方向性としては研究会の考えていらっしゃる方向を支持しますという内容であります。

若干付記しておりますのは、法教育の必要性の部分で、これからの国際化する社会の中での必要性というものもあるのではないかという点。それから、法教育の内容について、研究会でも議論がありましたけれども、「規範意識の涵養」という言葉について、若干気になるということの指摘をさせていた

だいております。それから、権利・自由の尊重、衝突の部分ですけれども、それを調整していくということが、もう少し盛り込めないかということを目指させていただいております。それから、最後になりますが、カリキュラムの検討に当たって留意すべき点としては、その授業だけで、すべてではないだろうと。その授業を受けて、その子達はその先、発展した興味、関心を湧かせるようなことがあるだろうから、そういう部分に留意したものを考えて欲しいということをつけ加えております。簡単なコメントしか出しておりませんが、基本的には論点整理の方向性には支持をしておりますし、弁護士会もこれからそのための取組みに一層頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

土井座長 どうもありがとうございました。

心強い御意見を賜ったと思います。内容を是非読ませていただいて、今後の検討に役立てていければと思っております。

引き続きまして、前回、茨城県の石岡中学で行われた弁護士の方々による出前の授業につきまして、後藤直樹弁護士の方から御説明をいただきましたが、その後、授業を受けた生徒の皆さんから茨城県弁護士会に感想が寄せられたということですので、その内容を幾つか御紹介いただければと思います。

それでは、後藤先生、よろしくお願いいたします。

後藤弁護士 茨城県弁護士会の後藤です。お世話になってます。

反省会の際に先生方とか、あるいは見ていただいた方と弁護士との間で意見交換はあったのですが、肝心のその授業を受けた生徒さん達がどのような感触を持っていたのかについては聞いておりませんでしたので、それがアンケートという形で来ました。それについて報告させていただきます。まだ統計的に処理しているとかそういうところまでいっておりませんので、幾つか代表的なものをピックアップしていくような形で生の声を御紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初のクラスですが、1組は、手続的正義の授業を受けました。このクラスの生徒さんの感想です。

「出前授業は、公正な考え方、結論の見つけ方を理解できたと思います。ただ、説明を聞くだけではなく、例を使って自分で考えることが出来たことが重要な点だと思いました。また、実際に原告、被告、裁判官に分かれて公正・不公正を話し合った体験では、友達の意見を聞いたり、どのようにまとめて発表するか考えたりなど、積極的に参加出来て楽しかったです。公正であることの大切さを実感いたしました。」というものがあります。

それから、次の生徒さんですけれども、「今日、弁護士の阿久津先生に来ていただいていると参考になりました。こういうふうに討論形式で授業をしたことはありましたが、裁判の事例を見て、その中で矛盾点を見つけ指摘するという体験は初めてであったので、判断力、主張をする力などを養うことが出来ました。また友達と相談して考え合う楽しさも味わうことが出来ました。そして自分が、もし、こういう立場になったとき、どうやって危機を乗り越えられるのかの力をつけられたような気がしました。」というものです。

次に行きます。「やはり弁護士という仕事は難しいと思いましたが、ゲームをやってみて事例からの矛盾点を探し出し、指摘をしていくのは楽しいと思いました。今回の出前授業では、やはり自分の意見は尊重し、自分らしい自分の思うことを発表するのが一番だと思いました。そして、これからは、今回の授業で行ったことを活かし、応用していけるようにしたいというふうに思います。」

次の生徒さんです。「今日の授業を受けて、手続的正義がなければ公正な裁判が出来ないと聞き、手続は裁判にとって重要な存在なんだという感想を持ちました。そして、全員で何かを決めるときには、全員が納得するように話し合いをしないとイケないのだという感想を持ちました。」

次の生徒さんに行きます。「阿久津先生はとても楽しく、とても分かりやすかったです。あまり弁護士の方とお話する機会はないので発表するときな

どは、とても緊張しましたが、自分の感じたことや意見をはっきりと言うことが出来て良かったです。今回は凄く勉強になって貴重な体験をさせていただきました。本当に良かったです。楽しかったです。」というものです。

次ですが、「ああ、弁護士さんだと思った。バッジを見せてもらって本物だっという感じ。原告・被告とか全然分からなかったけれど、たくさん勉強したんだろうなっという感じ。裁判に負けたときは、どんなに悔しいかという質問に、やっぱり依頼者の人はがっかりするしって答えには、なるほどなと思ったし、責任重大だなと思った。京都とか兵庫からも人が来ていてすごいなと思った。」これは、研究会の先生方が見学に来たことですね。

「事例は難しかったけれども、1回裁判を見てみたいと思った。でもちょっと眠かった。」という御意見がありました。

次にいきますが、「今日の弁護士の出前授業を受けて、僕は、弁護士の仕事はとても難しいことだと感じました。なぜなら、弁護士は被告人に代わって意見を言ったり、たくさんある法律をしっかりと覚えなくてはならないからです。それから、手続的正義は難しいと感じました。なぜなら、裁判のときにいろいろな情報を集めて、有罪・無罪を決めるのは、実際やっていて大変だったからです。」というものです。

これが1組の手続的正義を受けた生徒さんの感想です。

2組目ですけれども、2組目は授業としてはローラーブレードの授業で、ルールを作るとい授業を受けました。

生徒さんの意見ですが、「とても議論し合うのが楽しかったです。自分が思いつかなかった意見がたくさん出てきて、何度もなるほどと思いました。この授業を受ける前は難しそうで意見が出なかったらどうしようと不安でした。でも弁護士の皆さんはとても明るく話しかけやすくて、自分の意見を主張することが出来ました。今まであまり挙手して意見を述べることは少なかったけれど、今日の授業では主張し合うことの楽しさを学びました。だから、これからは弁護士さんのようにいろいろな意見が出るようになりたいです。」

次の生徒さんです。「物事を決めることの大変さを学びました。私が何か言っても、私と意見の違う人にすぐに反論されてしまい、凄く難しかったです。意見を言うには中身のある相手が納得することを言わなければいけないんだなと思います。テレビで国会の様子を見ていて、この人の意見は説得力がないなと思うことがありますが、私も人のことは言えないなと感じました。人が納得するような意見を言う人になりたいなと思います。とても勉強になりました。機会があったらまたやりたいです。」

次の生徒さんですけれども、「自分の意見をほかの人に伝えるというのは簡単なようでとても難しいことでした。また、伝えるだけではなく、自分とは違う考えを持っている人を説得し納得させるのはとても大変なことでした。それは自分のことだけではなく、すべての人を考えなければいけないので、自分の意見が通らず、逆に反論されてしまったりすることが多いからです。自分の意見を相手に伝えることの大変さが分かった気がします。」

次の生徒さんです。「結構法律というものは身近にたくさんあるものだなというふうに思いました。また、それを決めるということも何気なくやっていることなんだなと思いました。なぜかという、今回ローラーブレード禁止条例という身近な題材を使って話し合ったからです。細かいところまで考えるのは大変だったけれど、クラスみんなのいろいろな考えを聞くことが出来て楽しめました。あと必死に反論するのも大変だったけれど、面白かったです。」

次の生徒さんです。「今日、弁護士の先生の出前授業を受けて、条例を作るのは簡単そうだと思っていたけれども、いろいろな人の立場から考えると一人一人違う意見なのでまとめるのが大変そうだなと思った。反対の人の意見を聞いても納得出来たので、条例を作るのは時間がかかりそうだなと思った。弁護士の人も思ったよりも話しやすい感じの人だった。今日はいろいろなことを考えることが出来た。」というものです。

それから次ですが、「僕は今回、学級みんなで話し合って賛成か反対かを決めるのが、こんなにとても大変で難しいことだというのが分かりました。

それに弁護士になるのは、いろいろな法律を勉強したりして何年も勉強して試験を受けたりしなければいけないと聞いて、弁護士になるのはとても大変な時間がかかって大変なことだというのが分かりました。凄い仕事だということが分かりました。いい経験をしたと思います。」

次ですが、「最初に弁護士ということを知ったとき、僕には関係ないことだと思ったけれど、この出前授業を受けてから楽しく意見を言えたり話し合いをしたりして、だんだん弁護士という仕事に興味を持つようになりました。それに今日、グループに分かれていろいろと議論したりして自分で考えたり出来たので、とてもいい勉強になりました。だから、今後からは弁護士についてもっと知っていききたいというふうに思いました。」という意見です。

それから、次の生徒さんですけれども、「弁護士の仕事は結構身近なことだと思いました。訳は、地域のこととかを話し合うテーマにしたりするからです。話し合いのやり方も、授業でやったのと凄く似ていたし、子供でも意見が出せるような話し合いの仕方も自分達に分かりやすく、話し合いに参加し易いので身近だというふうに思いました。これからは条例とかをいっぱい知って、より良い生活環境を整えて、安全に過ごしていきたいです。」というものです。

次に、3クラス目は非行防止のシミュレーションといいますが、ロールプレイングの授業でした。「初めて知ったことがたくさんあり、とても楽しかった。少年が犯罪に走る心理と理由が、自分が少年の立場に立って考えることで深く詳しく知ることが出来ました。たとえ先輩に脅されておばあさんのお金を盗んでしまって自分も可哀想な立場だったと少年を考えても、少年の元々の日頃の行いからこのような犯罪が生まれたのだと思いました。私はちゃんと自分の行動を考えて犯罪をしないように気を付けたいと思います。とても今後の自分の考えに役立つ授業だったので、生活に活かしていきたいというふうに思います。」

次の生徒さんですが、「今まで知らなかった法律、事後、強盗致傷などをいろいろな立場から、その人には重い罪か軽い罪かを考えることが出来たと

でも良かったです。刑務所などの様子もよく分かりました。授業の内容はとても分かりやすく、とても面白かったです。被害者の立場になって考えられたので、とても良い授業だったと思います。特にグループになって、ほかの人のいろいろな意見を聞けて、とても良かったです。今日はありがとうございました。」というものです。

それから次ですが、「判断をするのが難しかったです。少年のことだけではなく被害者の人や世間の人や納得が出来るような判断をするのは大変だということがよく分かりました。処分が軽過ぎたり重過ぎたりしてもいけないので、そうならないように決めるのは、なかなか決められなかったです。」ということですね。

次の生徒さんにいきます。「何かとても難しくよく分かりませんでした。でもこのある少年事件を読んで、この少年が盗んでしまった理由や被害者のおばあさんの安心出来ない生活の様子や気持ちを知ることが出来ました。幾ら少年でも罪を犯したことには変わりがないんだと改めて思うことが出来ました。いろいろ考えさせられたというふうに思いました。」

次の生徒さんですが、「難しい話だったけれども、事件の少年がしたことが、どれだけ大変な罪を犯したのかということをもみんなで話し合い、理解出来ました。その事件に巻き込まれた被害者の気持ちなども理解でき、最後の班のまとめなどでたくさんのことを理解出来たというふうに思います。」というものです。

次に行きます。「今回の出前授業では、事件の裁判官として違う目線から事件について考えることが出来ました。例えば、少年の反省の気持ち、立ち直るためにはおばあさんの状態、精神面など、その人はどう思っているのかについて学びました。その人はどう思っているのかということは、これからの生活や人間関係でもきっと自分のためになっていくと思います。今日のことを活かして生活していきたいです。」ということです。

では、次のクラスにいきます。次のクラス4組は、近未来の老人が長生きをするという設定で、その立法をするにはどうしたらいいか、ルール作りの

授業を受けたグループですけれども、「法律のことなんか初めは全然分からないけれど、話を聞いていて少しは分かって楽しかったです。あと法律を考えるとということで、初めはどんなふうな法律がいいんだろうと分からなかったけれど、話し合いをしているうちにみんなの意見など知れて、考えが広まることが出来た。自分でも意見を出して考え合えたのでとても良かったです。」というものです。

次にいきます。「まず法律の話聞いたときに、法律ってただ問題が起きたときに使うものだって思っていたけれど、弁護士さんの話を聞いて、自由を規制しているんだなあと初めて知りました。実際に法律を作ろうって感じで話し合ったとき、いろいろな意見が出て面白かったです。一人一人の意見がみんなばらばらだったから、いろいろな考えがあって、なるほどなと思えることもたくさんありました。今日、勉強したことはとても楽しかったです。いい勉強になりました。」というものです。

次の生徒さんですが、「今回の弁護士の出前授業をやるまで、法律についてほとんど分からなかったけれど、今回の授業で法律がどうして作られたのか、どんな規制があるのかを知ることが出来て良かったです。自分たちで新しい法律を考えるのはとても難しかったです。どんなことを考えても必ず悪いことがあって、法律を作るのはとても大変だなということを改めて実感しました。ほかの人の意見を聞くと、ああそうかと思うものもたくさんあり、人の話を聞くことは大切だと実感しました。忙しい中、来てくださりましてありがとうございました。」

次の生徒さんですが、「今日は弁護士の方の話を聞いて、そうなんだあと思うところが多くありました。今回の授業で法律を創るのはとても大変だということが分かりました。悪いところを解決するために法律を作る。しかし、違うところでリスクが生ずる。そこに法律の難しさがあるということを学びました。ためになる授業でした。」というものです。

次ですが、「自分は、今まで法律は厳しくして嫌になることばかりで、自分たちを縛りつけているものだとしおいがちでした。でも、今日、授業

を受けて思ったことは、法律はみんなをうまくやっていくためのマナーなんだなと思いました。ルールを守らない人がいるので、ルールを守るようにしてもらった方がいいと思いました。」というものです。

次ですが、「私は出前授業を受けて、初めはあまり法律のことが分からなかったけれど、実際に自分達で法律を考えると、とても楽しかったです。次にグループごとに出た案を発表したときは、自分たちの班にはなかった意見がたくさん聞けたので良かったです。そして、ほかの班の良い点や悪い点を言い合い、最後には一番良い案が法律になっていくことが分かったし、とても勉強になりました。」

次です。「最初法律を考えるとということがどういうことなのか、また、そんなことを何で今からなどと思っていましたが、考え始めると次々にイメージが湧き、友達と笑い合いながら楽しく過ごすことが出来ました。ほかにもいろいろあったけれど、ほかの班でも同じことを考えた人がいてびっくりしました。今日の出前授業を、ルールや決まりを作るときなどに活かし、これからの生活が、更に良くなるようにしていきたいです。」というものです。

次に、5組です。5組は童話を使った模擬裁判のクラスです。「今回の裁判は、人に関するのではなく動物のことでした。でも罪を犯してしまった子豚を裁くことはとても大変だなと思いました。ジャック・スミスさんの曖昧な言い方や、殺されたオオカミの母親は、子豚に腹を立てて曖昧なことを言っていないかなど、たくさん問題があって、すぐには決められないことがよく分かりました。これに似た事件が実際に起きたとき、鈴木先生みたいな弁護士さんや検察官の人は毎日頭を抱えるようにして考えているんだろうなと思います。」ということです。

次の生徒さんです。「最初は、なぜこんな豚とオオカミのようなふざけたようなことをやるのかと思っていましたが、鈴木弁護士さんの話を聞いているうちにどんどん話にのめり込んでいきました。今日はとても勉強になりました。みんなあまり積極的じゃなくすいませんでした。でもみんな楽しそうだったので良かったです。裁判のことがよく分かり、事件を犯したりした

ときは弁護士がいるから安心です。今日は本当にありがとうございました。」

次の意見です。「みんなの前で発言するのは緊張したので、いろいろ台詞を間違えたりしてしまいました。日本の裁判はこんなふうにするのだということが分かった。人の証言というのは曖昧なもので完全に信じられるものは少なかった。先生はいろいろな場面で裁判に関して全く知識のない僕たちにいろいろ分かりやすく説明していただいたので、とても分かりやすかった。あらかじめ用意してある台本を読みながらでも、かなり大変だったので、実際に見る紙もなく相手の予想出来ない意見に対して反論する検察官、弁護士は凄いなというふうに思った。」

次です。「今日の弁護士の出前授業では、初めて裁判というものを体験することが出来ました。今まで裁判というのはどういうものかよく分からないところがいろいろありましたけれども、今回の模擬裁判では、裁判長や被告人、検察官、弁護人、証人、陪審員などの役割がよく分かりました。それに内容も面白く、とても分かりやすいもので、刑法など難しいことも少し理解出来たというふうに思います。」

次ですが、「普段、接点がない裁判が詳しく分かった。裁判の内容も面白く、少し難しかったけれども楽しかった。劇っぽくやったので、裁判の進め方などがよく分かり身近に感じられた。今度は実際にあった事件の模擬裁判もやってみたいというふうに思った。」ということです。

次です。「テレビなどでは裁判をしているところを見たことがあるけれども、実際にどういう流れで進んでいくのかなどは全くわかりませんでした。しかし、今日やって模擬裁判で、裁判の流れや弁護士や検察官の役割、どういう観点で罪を決めたりするのかが分かりました。今日、行ったことを大人になってからも活かしていければいいと思います。」というような意見です。

そのまま読ませていただきました。

土井座長 どうもありがとうございました。

様々な子供達の生の意見というのは十分受けとめていく必要もあると思います。以前から思うんですけれど、子供達というのは思いのほか、いろいろなことを感じてくれていて、大人の方がこういうふうにとっても、必ずしもそういうふうを受けとめてくれるわけではないんだけど、思いも寄らないような形できっちり受けとめてくれていたりするものなのですね。法教育を今後実施していくということになると、いろいろと負担があったり努力しなければいけない面があるかと思いますが、しかし、そういう形で努力をしていけば子供はそれぞれに受けとめていってくれて、自分なりに進めていってくれるというところもあるかと思うので、今後の意見を聞いていて思いましたので、今後、そういう意見を踏まえながら議論を進めていければというふうに思います。

生徒さんの皆さんから寄せられた感想の詳細については、後藤先生がお手持ちでおられるということですので、興味をお持ちの方は是非後藤先生の方で御覧になっていただければと思います。

それでは、本日は国民が司法に主体的に関わっていくという意識を育てるための法教育の在り方について議論を進めていきたいと思っております。この研究会では、これまでもこのような法教育の在り方について検討を行ってまいりましたが、皆様、既に御存じのとおり、現在行われている国会におきまして、我が国に裁判員制度を導入するための法律案が提出され、これが成立いたしますと裁判員制度、つまり国民が裁判員として裁判官とともに一定の刑事事件に関与していく制度が導入されることとなります。そうなりますと、正に国民が司法に主体的に関わっていくということになりますので、その意義を十分に認識した上で、そういう意識を育てていくための法教育の重要性というのもますます高まるのではないかと考えております。

そこで、本日は、この裁判員制度の概要について事務局から御説明をいただいた上で、裁判員制度のように国民が司法にも参加している諸外国における国民教育の在り方について、講師の方からお話をお聞きし、これらを参考にしながら、国民が司法に主体的に関わる意識をどのように育てていくかに

ついて、議論を深めてまいりたいと存じます。

それでは、まず大場参事官の方から、裁判員制度について法案の内容を簡単に御説明いただけますでしょうか。

大場参事官 それでは、配布資料の1「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案の概要」、これを御覧になってください。

政府では、司法制度改革推進本部を中心にして司法制度改革を進めてきておりまして、今年の3月2日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」を国会に提出しております。その法案の概要について御説明いたします。

皆様御案内のように、平成11年7月から約2年間かけて、司法制度改革審議会で司法制度改革が議論されました。そして、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書におきまして、「国民の司法参加として刑事手続において広く一般の国民が裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的・実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきである。」とされました。そして、それがいわゆる裁判員制度の導入への提言であります。司法制度改革推進本部では、この司法制度改革審議会意見書を受けまして検討を進めて法案を提出し、今国会におきましても3月16日に衆議院本会議で趣旨説明と質疑がなされている状況であります。

この裁判員制度は、国民の皆さんが裁判員として刑事裁判に参加して、裁判官とともに被告人が有罪か無罪か、有罪のときには刑の重さはどうするかというのを決める制度であります。多くの外国では裁判に国民が参加する仕組みが定着しておるようですが、我が国では、ほとんど初めての制度であります。

裁判員は一般の国民の皆さんの中から無作為に選出された人の中から選ばれることとされています。したがって、裁判員制度が導入され法律の専門家ではない一般の国民が刑事裁判に直接参加することによって、裁判がより分かりやすく一般の国民の考え方が反映されるものとなります。このことによって国民の司法に対する理解と信頼が一層深まることになると思います。

また、一般の国民に裁判員として裁判所に長期間通っていただくわけにはいきませんから、裁判をスピードアップしなければならず、その効果も期待されます。

また、国民に刑事裁判に加わっていただくことは、社会の安全や犯罪被害者の方々が置かれた立場というのを皆さん自らの問題として考えていただく、そういう点においても意義深いものであると考えます。

法案の概要は配付資料のとおりでありますので、御参照ください。

かいつまんで説明しますと、裁判員の対象事件というのは「刑事事件のうちで死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に係る事件、法定合議事件であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの」とされています。

裁判員になる方ですが、これを衆議院議員の選挙権を有する者は誰でも裁判員に選ばれる可能性があります。ただし、例えば弁護士や検事などの司法関係者、国会議員や行政機関の主要な職員など、立法権、行政権にいわば深く関与している人は裁判員になることはできませんし、被害者や被告人、またその親族など事件に一定の関係のある人も裁判員になることはできません。また、70歳以上の高齢の方や、病気、子育て、お葬式、事業における重要な用務などのやむを得ない事由がある人は、裁判員を辞退することができるかとされています。

裁判員は「くじ」で無作為に選ばれます。

選ばれた裁判員は、事実認定と量刑について裁判官とともに判断します。法令の解釈や訴訟手続に関する判断は裁判官が判断することになります。

この法案が成立した場合ですが、この法律の施行は公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされています。何分にも初めて導入する制度でありますので、この法案の附則2条にもあるのですが、この法律の施行までの期間において国民が裁判員として裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手続、事件の審理及び評議における裁判員への職務等を具体的に分かりやすく説明するなどして、裁判員の参加する刑事裁判の制度についての国民の理解と関心を深めることが必要であると考

えております。

したがいまして、将来裁判員となるであろう子供達への裁判員制度についての教育・啓発というのも、それ自体重要な課題になってくるのだろうと、そのように思っております。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして国民が司法にも参加している諸外国での国民教育の在り方について、お話をお伺いしたいと思います。

本日は、講師として弁護士の佐藤博史先生においていただきました。佐藤先生は現在、新東京会計法律事務所に所属され弁護士として御活躍されておりますが、北欧諸国の参審員制度についても御造詣が深く、現地を訪れて参審員制度そのものや、それを支える国民教育を御覧になって来ておられると伺っております。

まず佐藤先生の方からお話をお伺いする前に、佐藤先生も取材に關わられたビデオを御覧いただきたいと思います。これはノルウェーの裁判所の様子や参審員の人達の感想などをまとめたビデオになっております。

それでは、ビデオの方をよろしく願いいたします。

〔ビデオ上映〕

土井座長 それでは、引き続きまして佐藤先生の方からお話を伺いたいと思います。佐藤先生、よろしく願いいたします。

佐藤弁護士 御紹介いただきました弁護士の佐藤博史です。しかし、実は今日この場に臨むことは先週の木曜日に初めて聞きまして、あまり準備をしないままここに臨んでいることを予めお許し願いたいと思います。

まず私のことを少しお話して皮切りにしたいのですがけれども、略歴を配付させていただきましてけれども、私は1974年に弁護士になりましたので

30年以上弁護士をしていることになりまして、大学で刑事法を専攻したということもありまして、82年の頃から横浜国立大学、その後、東京都立大学、あるいは法政大学で大学生を相手に訴訟法を教えてきた、ということもしてきました。それから、今思い起こしますと、もう5年ほど前だったかもしれませんが、夏にディベート甲子園というふうと呼ばれる中学生と高校生が参加する討論の形式でありますけれども、そのときに職業裁判官制か陪審制かという二つの対抗軸があって、高校生のテーマでして、二つの高校生に私が助言をしたことがありまして、かなり勝ち残ったということで、私自身もエキサイトしましたけれども、そういう意味で、自分が考えている法ということについて教えはしてきたのですけれども、この研究会のように自覚的に考えてきたということがあまりなくて、先程紹介していただきましたけれども、諸外国の法制度については多少関心を持ってきましたけれども、特に法教育についてテーマにして考えてきたというわけでは決してありませんので、その点も予めお断りしたいと思います。

私自身は、1989年にドイツでドイツの市民参加の裁判を見た以降、ヨーロッパ各地、あるいはアメリカ等での裁判を見聞きしまして、実際の実務家に話を聞いただけでなく、陪審員を経験したり参審員を経験した人達の話も聞いたりしました。私が多少自覚的に取り組むようになったのは、先程も御紹介いただきましたけれども、北欧の制度に着目して、あまりそのころは紹介されていませんでしたけれども、北欧の制度を紹介したのです。

今日、先程見ていただきましたのは、ノルウェーの裁判制度でしたけれども、ちょうどテレビ局が、裁判員制度というふうに名前がまだ出てきませんが、そういうまだ名称が決まる前のころに、「司法参加の制度というものを取り上げたいのだけれど、どこがいいだろうか。」ということで相談を受けたときに、裁判員制度というのは、今見ていただきましたように裁判官と市民がチームを組んで一緒にやるというシステムで、これは俗に参審制というふうに言われておりまして、市民だけで有罪・無罪を決めるのを陪審員制というふうに言っておりまして、これは多分皆さんは映画だとかで一番馴染み

深いのはアメリカの陪審員制度ですけれども、それとは違う制度を日本では導入しようとしているわけですね。

そういうものをイメージ的に掴むときに何処がいいだろうかというふうにいったときに、日本ではフランスとかドイツとかという国の参審制というのが知られておりまして、審議会のメンバーの方々もその参審制を御覧になったのですけれども、ドイツとフランスとそれから北欧で明らかに違うところは、裁判の一つの基本原則というのが、職権主義と言われるものなのか当事者主義と言われるものかの違いがありまして、ドイツやフランスは職権主義の刑事システムを採っています。それは我が国の戦前の刑事システムと同じなのですけれども、簡単に言うと、裁判官が証拠調べの全責任を負っておりまして、裁判が始まると、被告人に対する質問を最初にするのは裁判官です。非常に長く質問をして、しかも捜査記録などを予め読んでおりまして、違うことを言ったら「君は捜査段階でこんなことを言っているんじゃないか。」というふうに問いただして、言い分というものを、争点を確認して「分かった、じゃあそういう点は君の言いたいことだな。」ということを確認した後、どうい証人を呼ぶのかも裁判官が決めます。もう予め記録を読んでいるので、どうい証人を呼べばいいか分かっているわけですから、「誰々さん来てください。」と言って証人を呼びます。証人に対しても、尋問を最初にするのは裁判官がしていくわけですね。つまり、職権というのはその裁判所が職権的に乗り出す。

そこに市民が横に座っているわけですがけれども、今のようなシステムで見てもみますと、市民は予め記録を読んだりなんか全然しておりませんから、ある意味でオブザーバーとしていると。そういう仕組みでの、これは参審制と日本で紹介されたものですがけれども、どうも市民が積極的に主体的な役割を果たしているようにはあまり見えません。

これがその参審制で、陪審制は、かたや有罪か無罪かというふうに答申をして、評議については裁判官と全く独立して議論をしまして、その評議の結果を法廷に持ち帰ってきまして、場合によっては「ノット・ギルティ」と、

こういうふうにする。それはもう無罪ということですから、それで被告人は解放されるという、誠に感動的で、ドラマにもなるわけですが、そういうものを片方でしておりまして、その陪審制の方がはるかに民主的だということに日本の多くの弁護士は考えておりまして、日弁連も実は「陪審制の方がより好ましい」というふうに来てきたのです。

ただ、私は別の理由で参審制が好ましいと考えているのですけれど、ドイツやフランスの今のやり方だと、どうも面白くないのですが、北欧では今の職権主義に対して当事者主義という方式で訴訟を運営しています。当事者主義というのは、実は現在、私達がやっている制度でありまして、裁判官は起訴状一本主義というふうに呼ばれますが、起訴状だけしか予め読んでおらずで、捜査記録等は全然見ないで法廷に臨みます。心証は白紙の状態ですね。それで、検察官に起訴状を朗読させまして、今読んだことについてはどうかと聞いて、そういうことはやっていませんというふうに言ったらば、「では帰りなさい。」と。検察官は今の問題について、「では立証してください。」というふうに来て、検察官の立証を黙って聞いている。弁護側が片方で反証というのをやって、最終的に裁判官が決める。これは当事者、当事者というのは検察官と弁護人のことですが、あるいは被告人のことですけれども、当事者によって訴訟が運営されていって、裁判官はアンパイアですね、中立的なアンパイアとして判断をするというやり方を、これは戦後憲法が改正されて刑事訴訟法が全部アメリカ的に変えられた結果、日本ではそういう制度を採用しました。これが当事者主義と言われているのですけれども、北欧は、その当事者主義のもとで参審制というものを運用しているのです。

今、御覧になりましたように、殆ど雰囲気的には日本と変わらないような形で検察官が立証し、裁判官が議論する。この場合には、裁判官と市民との間の情報のギャップというのが殆どありません。今あったように、参審員は法廷での状況を見て判断する。裁判官も全く殆ど同じで、多少裁判官は今までの経験をしているということと、法律的なことについては知っているので、

その点の助言はしますけれども、そういうような形での協働をやっているわけでは

市民と裁判官が協働して行うというシステムは、今のドイツやフランスのような、裁判官が情動的にも主宰するというようなやり方でなくて、当事者主義といわれる制度のもとでやられるのが好ましい。日本は幸いなことに憲法が変わりまして、刑事裁判の仕組みは当事者主義に変わっているのです。そこにこの協働するというようなやり方をするならば、北欧型の方がいいのではないかというのが、私が紹介した理由です。ノルウェーというのは、映像的には全く紹介されたことがない国でしたので、もしテレビ局でクルーを組んで行かれるならば、ノルウェーがいいのではないのでしょうかということをお紹介した。私も映像を見て驚きましたけれども、あれは実際の裁判の法廷の中にカメラが入ることを許されまして、あの放送が許されたということです。そういうことが全体的なことですけれども、レジュメに従って、今のことを踏まえてお話しすると、我が国に導入されようとしております裁判員制度は、先程、大場さんからも説明されたことですけれども、一番最後の行に要約的に書いたところが非常に重要なことです。

そういうようなのですが、裁判員は裁判官と協働して事実認定を行うわけで、先程言いましたように、参審制というものに属します陪審制は、裁判官と独立して市民だけでやるわけですが、それは協働するという、チームを組んで事実認定をする。それからもう一つは、量刑ということも行うことになりまして、先ほど重大な殺人事件での量刑について市民が悩むということがありましたけれども、そういうことにも直面するのが我が国の制度です。

イギリスは死刑がありませんので元々そういう問題はありませんけれども、アメリカなどは死刑が絡む事件については、死刑相当かどうかについては陪審員に判断させるという制度はありますが、一般的には陪審員は事実認定だけで、量刑というのは裁判官だけが行う制度です。参審制というのは事実認定と量刑を行う、それを行わなくてはいけないということが一つ。

それからもう一つは、「対象事件を我が国では重大事件に限る」というこ

とになっております。死刑・無期，又は故意に死亡させた事件ということになりますから，そういう事件に限っています。それから，裁判員をどうやって選ぶかということについては，その選挙人名簿に基づいて無作為抽出をすることと，それから一つの事件にのみ関与して，あとは一つの事件をやればもう解任されるというか，任務終了ということになります。

この「重大な事件に限る」ということ，「裁判員が選挙人名簿に基づいて無作為抽出される」ということ，「一事件のみに関与する」という点は，実は陪審員制的でした。参審制の場合は，重大事件に限らないで軽微な事件をやります。今見ていただいたビデオの最初の，一人の裁判官と二人の参審員という銃器の問題がありましたけれど，これは軽微な事件というか，殺人事件ではないような事件ですけれども，そういう事件も多く取り扱っております。参審制の国では，言ってみれば，どの法廷を覗いても市民が横に座っているというイメージで，大きな事件は大きな合議体で殺人事件か何かやっているのですけれども，我が国では，重大事件に限りますから，そんなにしょっちゅう裁判員がやっている事件にぶつかるとは限らないというのが一つ。

もう一つは，ノルウェーもそうでしたけれども，まずコミュンと言われる地方自治体的なことと言われているのは，そこからの推薦で参審員候補者というのが選ばれて名簿に登載される。登載されたところから無作為抽出で選ぶんだというのが先程の説明だったのです。それはどういうことかというところ、しかも相応しい人というのが出ておまして、その推薦の基準みたいなのが一応ありまして、その名簿に登載されない人も当然出てくるのですけれども、我が国はそうではなくて、検察審査会の委員が同じなのですけれども、選挙人名簿に基づいて呼び出される。ですから、あなたも裁判員となっておりますけれども、皆さんも、ここにいるのでは法曹資格を持っていると多分駄目ですが、それ以外の方々には可能性は大いにあります。

しかし問題は、選ばれたときにも、名簿に登載されて一定期間任期というのがあって、何件も関与するというのではなくて、1件に関与したらば、もうそれで終わりというやり方をしているわけです。これがまた陪審員と全く

同じで、陪審裁判は重大事件かつ否認事件に限っているわけですが、そういう事件について、選挙人名簿等に基づいて無作為で選ばれて、裁判所に呼んでその事件に相応しい陪審員を選んで、その件が終わったら「どうも御苦労さまでした」と帰っていただくという制度なんですけれど、そういうやり方をしております。諸外国でいうと、フランスにその陪審制という名称のものと参審制、3人の裁判官と9人の参審員というちょっと大きい規模の参審制がありますけれども、それに似てるというふうに言うことができると思います。

こういう制度のもとでどういうことが考えなくてはいけないかというのが、2のところに書いたことですが、まず第一に、裁判員というのは選挙人名簿に基づいて無作為抽出されるということで、自薦制だとか推薦制というものは否定されていることになります。それで、私が「自薦性」と書いたのは、思い出しますのは、デンマークの参審員裁判で、参審員が学生だったので、後でインタビューをしたときに「いや実は、自分はコペンハーゲン大学の法学部の学生なんだけれども、将来法律家になろうと思っているんですけども、希望すれば参審員になれるというふうに聞いたので応募したところ、ここにいました。」というふうに、座っているんです。

私も法学部の学生を教えているわけですが、我が国では「興味がある人は裁判傍聴をしてください。」という程度の言い方しかできないわけですが、そういう「自薦」ということを許しているところでは、今どのようなことも大いに可能になって、それはまた非常により良い法律家を創るということにも寄与するのではないかと思いますけれども、我が国では残念ながら「くじ」に当たるようなもので、どんなに意欲があっても、ちょっと慣れないという点があるわけです。

フランスは、非常に民主的に制度をどんどん制度を変えていきまして、現在選挙人名簿に基づいての無作為抽出という制度を採用している、私が知る限りでは唯一の国ではないかというふうには思いますけれども、フランスでは、逆に参審員の質というものが低下してしまったというふうに嘆かれてい

るのが実情のところなのです。というのは、陪審員の場合は「12人の怒れる男」が非常に感動的ではありますが、名もない庶民が集まって、そこでディスカッションをして、そこで別れるということでもいいんですけども、参審制というのは、いずれにしても裁判官とディスカッションしなければいけないわけなんです。

下らない話をだらだらやっているというようなことでは、ちょっとないわけで、裁判官にとっても、自分がないものがそこから引き出せるということに意味を見出せられると多分私は思うのですけれども、そういう意味では、裁判官が相応しい人というか、質ということを今問題にされているわけですが、私の理解ではやはり裁判員としての相応しい人というのは多分いるはずなんです、裁判員に求める質というもの。でもそれを、推薦とか自薦とかというやり方で選んでいくというのではなくて、選挙人名簿という非常に大きいプールの中から無作為抽出で選んでいかなければいけないという課題に我々は直面しているわけで、それはもう層として国民の質というものを高めていくという道を我が国は選んだということを意味すると思います。

それから、裁判員が一事件のみに関与するというのは、任期制、あるいは裁判員が経験を積むということが否定されたということの意味します。先程のビデオで、女性の裁判員は「自分は最初にこの事件に関与する」と言いましたけれども、もう一人、右側で私服を着ていた人が男性の参審員です。恐らくですけれども、各国では、経験を積んだ参審員と未経験との参審員とを組み合わせまして、ディスカッションとか何とかというのは、多少その裁判官との話を最初に経験した人が口火を切ったりなんかして、新人の人が議論するというやり方で多分進んでいくのですけれども、我が国では、裁判官は専門家で経験を積んでいらっしゃるわけですが、6人の裁判員の方々はみんな議論をするというのが初めての経験なのです。

だから、例えば大学の先生だったとしてもというか、ディスカッションに慣れていらっしゃるとしても、かなり緊張されると思います。私自身実は、調停委員というのと司法委員というのを仰せつかっているのですけれども、私

自身が一番最初に調停委員や司法委員になるときに、一体何をしなければいけないか全然分からなくて、予め裁判所に問い合わせをして、「どういふことを用意しなければいけませんか。」と聞いたら、「いや、全然そんなことをしなくてもいいですよ。」と言われて、実際慣れてみると何ということはないのですけれども、そういうような、かなり裁判所との距離があることについて経験を積んだ人と積まない人というのがミックスするようなやり方を採用していればいいのですけれども、残念ながらそれが少し活かさないような形になっているという点が問題だと思います。

しかし、我が国の検察審査員は、たしか6か月間の任期を経験して、何件かやることもあるし、数件しかやらなくてやめるんですけれども、経験された方がその検察審査員の会合というのをずうっとなさってしまっていて、やはり一回の経験を伝えていくといひますか、ということに努力なさっているそうです。ですから、私は今のような制度のもとでも、裁判員というものを一度経験された人が、何か自分の経験を語り伝えるといひるか、あるいは多分その人達の経験者の中で何かの会は出来るのではないかと思ひますけれども、そういう方々がまた学校だとかその他のところに出かけていかれて、不安を持たれる市民に語り継いでいくといひような仕組みといひのが創られたらどうかと思ひます。

それからもう一つは、対象事件は当面だといひうに私は理解しませんが、重大事件に限られます。これは、たくさんの事件を市民が参加してといひのはちょっと出来難いといひるので、まずは重大事件からといひことになったといひうに考えられるのですけれども、これは軽微な事件に用いることは否定されました。それで実は、参審制のメリットといひのは、私の理解では、陪審制といひのは元々重大な事件で否認事件にしか採用できないのですけれども、それはある意味では非常に重たい、12人の人がやるといひので、経済的に考えても陪審制でたくさんの事件を運営出来なくて、世界的に見てもといひるか、多分2パーセントとか数パーセントが陪審制で処理されているだけで、陪審制の国では圧倒的には裁判官によって処理されているわけなの

ですね。

ところが、参審制の国は先程言いましたように、裁判所に行ったらば、ドイツでもそうですし、北欧も全部そうですが、入れば必ず市民が入っているというようなやり方。それは例えて言えば、交通事故だとか喧嘩だとか、そういうような類いの事件も皆参審制でやっているわけです。実は、市民生活に最も直結している事件というのはそんなものでして、先ほど彼女は銃器というのが市民社会にとっては大変なことだということを認識すると、こう言っているわけですが、私などは例えば交通事故などに市民が参加して裁くということをすれば、もうちょっとマナーも良くなるのではないかと、うふうにも思います。

それから、もう一つ参審制で裁くことのメリットとしては、少年事件などは諸外国では殆ど裁判官のほかに教育者だとか心理学者の方など、多少専門的な知識を持っている人が参加するのは多いのですけれども、参加しておりまして、ドイツなどでは必ずお父さん役とお母さん役というので、男女の性別も決めておられる。ノルウェーは必ず参審員は男女同数でなければいけないということで、名簿も男性の名簿と女性の名簿があってミックスされるという、そういうようなやり方で全体的なバランスを図っているのですけれども、少年事件などには特に、私の理解では、非行を犯す少年は実はいじめられているんだというか、そういうような問題をお父さんお母さん方が実際に少年事件を通じて体得する。少年は常に厳罰に処するわけではないわけで、先ほどの更生ということを、この少年の更生をどうすべきかということを経験官だけが考えるのではなくて、そのお父さんお母さんや市民がともに考えるというので、世界的には少年事件というのは、今の参審制で運用されているのだというふうに私は思っているのですけれども、我が国では調査官制度がかなり発達しておりまして、裁判官によってある程度今の点はカバーされているとはいえ、まだまだちょっと少年事件は市民からは遠い。

今、言おうとしているのは、参審制というのは、そういう意味では非常に手軽なところから取りかかることができまして、私は富士山に例えることが

あるのですけれど、富士山の山頂が非常に美しいのは、非常に広い裾野があるからであって、裾野のない富士山なんてイメージできないのと同じで、裁判制度というのは、参審制というのは、ずうっとそういう広い裾野の部分を増やうことがあって、しかも任期制がありますので、まずは軽い事件で関与してみて、裁判官との議論の仕方を学んで、いざというときに殺人事件と。こういうふうになるのが多分アイデアだと思う。

私は、研修所を出たルーキーの弁護士が、いきなり重大な否認事件の弁護なんか出来るはずがないと思うんですけれど、我が国の裁判員制度は、そういう全くの経験のない市民の方々をつかまえて、いきなり重大な事件をやっていただきますという制度をとにかく採用してしまいました。いずれにしても、のところに書きましたように、非常に裁判員として人を裁くということは軽微な事件でも重たいわけですから、重大事件に裁判員として関与していただくということを決めたわけですから、こういうことを厭わないという感覚というものを生み出さない限りは、この制度は運用できないことになります。

一番最後の6行に書いたところがまとめですけれども、我が国の裁判員制度が、対象事件を重大事件に限り、裁判員が選挙人名簿に基づき無作為抽出され一事件のみに関与するため、軽微事件をも対象とし、参審員を自薦制・推薦制によって選出し、任期制として、任期中数件の事件に関与する多くの参審制に比べると、最も困難な課題を背負っているということが出来ます。したがって反面、法教育の果たすべき役割には極めて大きいものがあるというふうに思いますけれども、かかる裁判員制度が真に機能するようになるとすれば、非常に大変な層というものを抱えなければ機能しないわけですから、我が国の刑事司法というものは、恐らく世界に最も優れたものになるだろうというふうに、私は他方で期待しております、この研究会の一つの重要なテーマというものが、この裁判員制度との関係ではないかというふうに思う次第です。

とりあえず私が用意した話はこの程度にして、もし何か御質問があれば答

えられる限りお答えします。

土井座長 佐藤先生，どうもありがとうございました。

今，佐藤先生の方から，貴重な御体験を踏まえました御意見をお伺いしましたが。今のお話をもとにしまして，国民が司法に主体的に関わっていく意識を育む教育，そういう教育の在り方について議論を深めてまいりたいと思います。

現在までのところ，法教育研究会では，法的な能力をどのようにして身につけさせていくかという，非常にベーシックな部分について議論を行ってきたわけですが，本日も裁判員制度という点を 이슈に取り上げているわけですが，従来の議論との整合性ということもございまして，法教育の全体の枠組みの中に位置付けながら議論を進めていきたいというふうに思っております。とりわけ幅広く法的な能力を身につけていくための教育の在り方という観点から御議論をいただければというふうに思っております。

それでは，何かこの点につきまして御意見等がありましたらいかがでしょうか。

鈴木委員 佐藤先生，ありがとうございます。

参審制・陪審制という，それから裁判員制とあるわけですがけれども，それによってここで考えている法教育，特に小・中・高校，あるいは市民まで含めてですけれども，行う教育の内容，先生がおっしゃる，「関与することを厭わない市民」を創出するという点に関しての違いというのはあるとお考えですか。あるいは，その部分はある意味で共通なのだと，国民が司法に参加してくるという部分に関しては同じなのだというお考えなんでしょうか。何かずれみたいなものがあるのでしょうか。

佐藤弁護士 御質問は，陪審制と参審制の違いみたいなことですか。

鈴木委員　ですから，先生がその部分をかなり強調されていらっしやっただの
なと聞いたものですから。

佐藤弁護士　多少関係がするように私の理解ではあります。というのは，陪審
制というのは，市民だけで議論するということでしたけれども，同時にそれ
は裁判官と市民がコミュニケーションをするということを禁止しているわけ
ですね。これはすべきことではないと考えておりました，これはアメリカや
イギリスの人々が考える基本的なコンセプトになっているように思えます。
そのアメリカ人の人に，この参審制的なことを説明すると，かなりの拒否反
応を起こされるように思います。というのは，裁判官によってリードされる
ことについての嫌悪感というのか，民主制というのはそういうものではない
のだということだと思ふんです。

ところが，参審制というのは，裁判官と議論することにプラス的な意味を
見出しているわけで，その市民と裁判官の間の垣根を取っ払おうというアイ
デアで成り立っているわけですね。私は，そのことが裁判官の意識を市民化
することにもつながるし，同時に，市民がその裁判官と議論をしていって制
度全体のことを考えると。例えば，アイデアで明らかに違うのは，陪審制と
いうのは有罪・無罪だけを評決するわけで，その人をどういふふうに取り扱
うかと，量刑を判断しないわけですよ。ところが，参審制は判断するとい
うふうに見えました。

それはやはり，社会の仕組みの中で，事実認定だけをやるのではないとい
うアイデアに基づいているのですけれども，結局，裁判官と市民の間の権限
に全然差を設けないでやっていこうというのが参審制のアイデアなのです。
私は，そちらの方が真の意味のというか，現在の民主主義社会には望ましい
のだろうというように思っているのです，ある意味では非常に古い型の民主主
義が陪審制として残っていると。イギリスはかなり古い階級社会でもあるし，
古い型の民主主義だと私は思います。

その証拠に，ドイツとノルウェーというのは，実は陪審制というのを併用

しておりまして、参審制を用いるのだけれど、ある事件については陪審制というのを用いているという、非常に変わった国なのです。それが私たちに示唆を与えるというふうに思うのですけれど、そういう裁判官と市民がともにディスカッションする裁判と、それから全然ディスカッションしない裁判を両方を持っていて、両方の国に共通するのは、陪審制というのはいかおかしんじゃないか、陪審制はやめた方がいいという批判があるのです。参審制をやめろという話は全く聞きません。

なぜそうなるかという、その参審制で市民との間のディスカッションがうまくいっているわけですね。何で判断を封じちゃうんだと。確かに昔は権威主義の社会で、市民も裁判官と一緒に議論をしたんだったら、まともに議論が出来なかったのかもしれない。けども、今はもう対等に議論しているんじゃないかと。そういう制度なのに、なぜ私たちは陪審制を持っているのだろうかというのが、ノルウェーやデンマークでも言われておりまして、だから、今度新しく日本に導入するならば参審制の方がいいというふうに説いたのも、その所以なのです。

ただ、多くの弁護士は陪審制に憧れておりまして、ドイツやノルウェーでも、弁護士層の中では陪審制の支持者もかなりいることは間違いありません。それは、時に無罪という、非常に市民の民主的な感覚による批判というのが陪審員制度であられるわけで、そこに裁判官が入ってしまったら、そんなに劇的な結論なんか到底生み出されないという意味では、弁護士の立場から言えば陪審制にはまだ夢があるというような感じのところもありまして、率直に言うと、日弁連がそういうふうに言っていらっしゃるのもよく分かる。

私は、先程言った富士山の例えですけれど、シンボリックな意味での陪審制というのは富士山の山頂にあるけれども、裾野は参審制で、私は、陪審制は太陽で参審制は月だというふうに言ったこともあるのですけれども、非常に輝かしい部分があることは多分間違いないと思います。ただ、先程の御質問で言えば、参審制だけになったとしても、そんなに悲観的になる必要はないというのが私の意見です。

鈴木委員 参審制，陪審制をここで議論しても，ある意味ではあまり意味がなくて，これから導入される裁判員を如何に国民の人達に理解してもらうか，更に言うと，そのためには今申し上げましたように，小・中・高校，あるいは市民の方達に対しての何らかの教育というものが必要なのか，そうでないのか。それで，我々研究会の方では，先程，座長の方から言われたように，ベーシックな部分の法の在り方であるとか，考え方であるとか，あるいは，今，先生がおっしゃったように，ディスカッションをすることの大事さだとか，そういうことを教育していきたいということで考えてきたわけですが，私の知りたいのは，諸外国がいろいろな参審にしる陪審にしる，採られていますけれども，そういった諸外国で国民に対してそういうものを教える教育というのを，何らかのカリキュラム的に組んでいるのかと。そしてまた，その内容がどういったものなのかというのを知りたいのですけれども，その辺何か情報等をお持ちでしたら教えていただきたいです。

佐藤弁護士 学校教育というレベルでは私は全く分かりません。北欧で言うと，やはりお国柄がちょっと違っていてまして，参審協会的なものはスウェーデンとフィンランドにはありまして，研修みたいなことで何かやっているのだそうです。ところが，南に行けば行くだけ，ちょっとラテン的なのかどうか知りませんが，そんなガチガチのものがなくて，研修とか何とか言ったら「ええっ」というような感じで，デンマークとかノルウェーの人たちは言っていました。日本はもう少し実際に出来ると研修とか何かは，きちんとされるんじゃないかと思えますけれども，ただ残念なことに，任期制を採用していると，ある程度そういうことが出来るのですけれども，出来ないから多分裁判員制度で選ばれた方に，例えば今みたいなビデオを見てもらうとかいうようなものしか，多分個別のは出来ませんよね。だから，今先生が言われたような，学校教育とかそういう，それ以前のところで，ある程度基礎的なものを身につけてもらわなければいけないというのが我が国のちょっと辛いところ

るです。

鈴木委員 あともう1点よろしいですか。「裁判所との距離」と先生はおっしゃいましたが、裁判官と協働してディスカッションしていく制度になるわけだからというようなことをおっしゃいましたけれども、北欧などでは裁判所がそういう部分で言うと市民に対して開かれているんだというようなことをアピールするような活動というのはされているのでしょうか。例えば裁判所、法廷までは見せないにしても、傍聴はあるんでしょうけれども、裁判官と市民が何かこう距離が縮まるような工夫ですね、そういうのは。

佐藤弁護士 オスロの市裁判所がありました。私は驚きましたけれども、参審員と昼食のときに、食堂がありますけれども、裁判官と市民の人が一緒に飯を食っているんですね。それで実は、陪審制になると一緒に食事は出来ないんですよと言われて、それが陪審制が駄目だという裁判官からの言い方で、「それはそれは」と言うと変ですけど、日本のようなものでは全然ないですよ。陪審制の場合は陪審員を抽出する、どこかに集まっていたいて、裁判官は法廷で初めて質問するんですけど、参審制の場合は、その市民が裁判官室に出勤してくるわけですよ。それで、裁判官の控え室であらかじめ「今日こういう裁判があります。」とか、新人の人には「かくかくしかじかだ。」というようなことを裁判官がレクチャーしまして、私たちも実はその場に同席を許されまして、どういうことをやっているのか見ました。それで、裁判官と一緒に法廷に入っていくというイメージなのですね。だから、日本と比べるとかなり近いのだそうです。

それと、もう一つだけ、日本の裁判官のために私は言わなければいけないのだけれど、外国の裁判官に比べると、日本の裁判官は非常に尊大な方は少なく、実際は始まるとかなり丁寧に答えていただけなのではないかと。今までは市民との間のコミュニケーションは殆どないまま来まして、それはやっぱり裁判官の方々にとっても辛いところが実はあって、もうちょっと同じ

ように泣き笑いし、怒りというか、喧嘩もしていると私は思うんですけど、もうちょっと裁判所の方からもオープンにしていくことが大事ではないのかと思うのですね。

土井座長 今、鈴木委員の方からお話をいただいた点を、もう少し敷衍してという感じで少し質問をさせていただきたいんですが、佐藤先生のお話で一つ重要だと思ったのは、裁判官と通常の裁判員とのコミュニケーションが重要であろうということをおっしゃられたわけで、そうすると、そのベーシックな教育ということを考えていく上で、恐らく法の知識そのものというのは裁判官が当然お持ちになっておられて、それをその事件に必要な限りで説明になられる。その意味では、裁判官の役割ということだと思っただけです。

事実認定とそれから量刑、そこに良識を反映させる、国民の意識を反映させるということになれば、それをその裁判官に伝えて合議をするということになってくるわけで、必要な教育の内容というのがある程度見えてくるのではないかと。裁判員制度を充実させるためには一般国民が何を準備しておかないといけないのか、また逆に、裁判所の側がそういう人たちと合議する上でどういう点を準備されるのか。

我々のやっている教育の問題からすると、前者、一体どういうことを国民の教育の中でやっていくのが重要かということだと思っただけです。それでそのコミュニケーションの問題をお話しされたわけなので、その点を踏まえて、大体こういうことをやっていけばいいんじゃないか、こういう点がポイントじゃないかというような御意見があれば、伺わせていただければ有り難いと思いますけれども。

佐藤弁護士 私は、非常に重たい課題を背負ったということを強調し過ぎた嫌いがありますけれど、裁判員制度のいいところとか参審制のいいところというのは、法的な知識とかそういう問題は裁判官が提供すればよろしいというのがベースなわけですね。市民に求められているのは、社会に対してその責

任を負うというか、その一つの個別の事件の中から、いわば普遍的な意味をどうやって見出すかというような問題、事実認定というのは、自分が今まで生きてきた中で、この人が正直でこの人は嘘をついているんじゃないかという、そういうような判断ということなのですから、市民に求められているものというのは、さほど難しいものではないと基本的には思います。足りないところは裁判官が教えてくれるわけですから。

だから、法教育というと何か法律に関わる教育だけみたいな感じだけれど、どちらかというと、参審制は法に関係するところは裁判官に委ねて、それ以外のベーシックな問題をとにかく鍛えた人が来てくださいねという。しかも、また、それは大事なことですけれども、それを社会に還元してくださいねと。それで、参加する意欲というか、それが最も重要なことじゃないかという感じがしますね。つまり、統治主体という言葉がキーワードとして審議会でも使われていますが、統治客体ではなくてという、そういう自分もやはり社会の一員なんだという、そこで裁判員制度に関して言えば、刑事裁判で言われたときには参加して、市民として一つの役割を果たすという心構えをとにかく持っている人をたくさん創っていくということが重要なことじゃないかなと思います。ヘジテートしないという人を。

絹川委員 先程、ノルウェーでは裁判員名簿に載るための条件として推薦を受けるんだが、そのためには正義感と判断力が条件になっているというお話があったと思うんですが、正義感があるかないか、判断力があるかないかについては、何かその判断基準はあるのでしょうか。例えば、今、議論に出ているようなコミュニケーション能力とかディベート力とか、そういった辺りのことについても、条件というか評価基準になっているのであれば、もしかすると今後、我々が考えていく法教育のターゲットになっていくのかなというふうに思うのですが、そのあたり何かお知りのところはございますでしょうか。

佐藤弁護士 日本には多分参考にならないんですけども、ノルウェーに限りませんが、かなり多くの国では、政党推薦で参審員というか、ノルウェーとデンマークは陪審員も実は名簿制なので一つの名簿が作られるのですけれど、団体推薦というところ少し抽象的になると思うのですが。ですから、そういう中で政党推薦がなぜいいかというところ、その中で議論しているわけですから、議論の能力もあるし、第三者的に見てもというような言い方がある。しかも意欲はあるのは間違いないと。日本ではそんな政党の推薦ということはちょっと考えられませんので、仮に例えばある企業の中で出してくださいとか、町内の中で出してください、学校の中で適当な人を出してくださいとかというようなこともいいんじゃないかと。それは実際に面接してチェックすればいいというのが、私が当初説いていたことなんですけれども、それはもう案として飛んでしまいましたから、今、私達としては、無作為抽出で選ばれた人をどうやって選んでいくかといったら、多分面接的とか質問的なことをして、その人のものをチェックする。

ただ、それは人の能力みたいな形では多分基準というものは設けられないのではないかとこのように思いますので、当事者に委ねて、検察側・弁護側が反対しない人を選んでいくというようなのが原始的な制度になるのではないと思うのですが、絹川さんの質問に答えていないのかもしれないけれども。

絹川委員 その正義感・判断力というのは、どんなふうに見ていたか、それともそれが判断基準になっているところまでの情報なんでしょうか、それとも正義感といっても見方は区々ですよ。そんなものは中々判断が難しいと思いますし、もちろん今後養成していかないと、国民全体に育てていかないといけないものであると思うんですが。何かそういったものを見極める観点があるのであれば、その辺を御指摘いただければと思います。

佐藤弁護士 申し訳ないんですけども、先程の番組のあそこの部分は全く私

は知りません。

土井座長 よろしいでしょうか。今御議論になった中で、積極的に参加していくこと、その重要性を知ることが重要だということをお伺いしました。恐らくそれをやる上では幾つかの条件があって、一つは佐藤先生の方からも御指摘があったように、そもそも裁判というものは、裁判官と一緒にコミュニケーションをするわけですから、裁判官というものも、あまり遠い存在だという雰囲気があると中々議論はできないし、参加するのに躊躇してしまう。だから、その意味では、そういう入りやすい環境というものを片方で整備する必要はある。

もう1点では、そういう環境を整備した中で、十分自分で議論し意見を言うという、そういう意味での能力というのも、本人がある程度自信が持てる、自信まではいなくても、全然出来ないよというふうな思いを持たせない程度に、どこかで教育をしておく必要があるだろう。

つまり、積極的に参加する能力と、それを躊躇しないような環境の両方が必要で、それぞれ教育の問題、それから環境整備の問題だろうというふうに思います。

そこで国民が積極的に参加していく、裁判員制度に限らないんですが、司法に個々の国民が能動的に関わる重要性あるいは意識というものをどのように教育していくか、あるいはそういう点についてどういう方法があり得るのかという点について、少し江口委員の方から御意見をいただけますか。

江口委員 先に佐藤先生に質問してよろしいでしょうか。佐藤先生、ご経験から先程のようなコミュニケーション能力、社会的判断力、合議・合意能力、協働能力などを習得するとき、例えば法に関係して、あるいは司法に関係して育てられる部分はないかどうか教えてもらえませんか。学校教育法に、例えば社会科や公民科を設ける理由の中に、社会的判断力を育てるというものがあります。公正な判断力を育てる。公正な判断力は、政治教育や経済教育

も担うけれども、司法や法に関係して何かあるのではないかと個人的にはとらえています。アメリカの場合の陪審員制度下の学習は少し難しすぎるかもしれませんが、例えば陪審員になる可能性があるので模擬法廷をやってみるとか、ケース・スタディとして判例の学習などを行っています。それに匹敵するような今後の日本の裁判員制度、重たい課題を多分裁判員は持つわけですけれど、それに役立つ教育内容は何かないのか教えてもらえると助かります。

佐藤弁護士 今、御質問いただいて、先程ディベートということを偶々言いましたけれど、ディベートというのはアメリカが母国かもしれませんが、ちょっと変わったルールで、先攻・後攻みたいなものを選んで、例えば陪審員制に賛成する票を選んだら陪審制賛成の議論をしなければいけない。反対する票を選んだら無理やりでもやらなければいけないという、ちょっと自分の信念とは関係なしの議論の組み立てということを訓練的にやっているのがディベートだと思うのですが、日本人というのは外国人から見ても多分そうだと思いますけれど、あまり異論を言うというか、自分の意見を言うことはどちらかという避けるといふ風潮がありまして、多数意見に賛成していればいいというか、だからハーモニーというか、調和ということが非常に重要なのだと。日本で突出したら絶対駄目だというふうな言い方がされますけれど、ディスカッションというものを中心にしている訴訟運営をこれから目指すとすると、もう少し主体的に自己責任を持って意見を言うという感覚を養ってもらわないといけないのではないかと思うのです。

今、思い出しましたけれど、デンマークに行ったときに裁判官に招かれて私は入ったのですが、もう、でんでんばらばらに座っておりまして、一番偉い人が出口に近いところに座っているというようなことが平気で起きていました。つまり、それは裁判官の中でも上下隔てがない。先ほど言った市民とごちゃごちゃになっちゃっているという感じなのですが、我が国は、そういう意味では非常に制度的にきちんと出来ておりまして、私はテレビ局

に推薦したのは皮肉ではありませんが、北欧諸国は、ノルウェーを除いて皆裁判官は法服を脱いでいるのです。パッと見たときには、背広の人とか私服の人が並んでいるだけですけれど、ノルウェーだけは見ていただいたように裁判官の席だけちょっと高くて、法服を着ている。バーもあって法壇というのがちょっと高いのです。イメージ的にいうと日本の裁判所によく似ていて、違和感がなく見られるのはノルウェーですというふうにして私は紹介したのですけれど。実は、それは中間の形態で、もっともっと進んでしまうとぐちゃぐちゃになって、これはまた権威がなくてというふうにデンマークの裁判官はぼやいていましたけれども、まだ日本はそういう意味で非常に権威主義が支配している安心できる国だと私は思います。だからもう少しみんなが自由にものを言えるというような雰囲気が出来たらいいなと。

江口委員　ところで土井座長が言われたように、例えば裁判員制度に特化したような教育というのは学校教育ではあまりないと思います。その国が、例えば先ほどの議論でいくと何に正義感を求め、何に社会的判断力の基準とか先例を求めるかということだろうと思うのです。そのときに、アメリカの場合にはもう自分たちで問題解決をやる、そしてその結果や結論の善し悪しを法や司法を通じて反映させればいいのかというふうになると思います。また、フランスの法教育では、幼稚園のころからの特別活動や学校の活動で「自分たちのルールを決めてみようよ」という学習を位置づけ、フランスの良識と思われるものを育てていくと思われまます。日本の裁判員制度に、あるいは裁判員にとってどういうカリキュラムが望ましいかというのは、今日の佐藤先生からのコメントにある難しい課題を背負ったといことになるれば、かなり真剣に教育のあり方を考えなければならないと思います。

私は学校教育がやれることは必ずあるし、学校教育で位置づけなければ裾野は広がらないと思います。そして、どういう適切な教材や指導が考えられるかが、この会の重い課題だと考えます。例えば、一部先ほどの後藤さんが紹介された子供達の意見ではないけれども、人は違っているということが分

かった，あるいは人は同じであるということが分かった，あるいはこういう経験をすることが将来に活かせると思ったと，こういうような経験は，司法や法に関わって，あるいは紛争処理の解消の中で出てくるだろうと思うという感想は大切ではないかと思います。そういう経験を豊かにしていく，あるいは広げていくというのが大切なので，そのための幾つかのモデルは，北欧モデルやフランスやアメリカの法教育の一部から学べるのではないか，そんな感じがしています。

土井座長 ありがとうございます。

今の点に関連して，法教育という点に限らず，私もアメリカに留学したことがあるのでそういう観点から申し上げますと，日本人は自分の意見を中々言えない，それが問題なのだと，言えない側を問題にするのです。しかし，それは実は，聞く側の問題でもあるわけで，自分と異なる意見をちゃんと聞けるか，相手が違う意見をしっかり言えばそれを聞いて受けとめれるかどうかという問題だと思うのですね。話を聞いてくれない，自分と違うことを言われると非常に不愉快な表情をして聞かないという社会の中で，自分の思うことを言いなさい言いなさい，言えないのはあなたのトレーニングが足りないのだということを言い続けても，実は大きな枠組みの中では言わせないシステムが動いているのですね。

だから本当に自分の意見が言える社会を創ろうと思うと，異なる意見を聞けるということの教育というのが非常に重要で，江口委員も今触れられましたけれど，先ほど，後藤先生の方からおっしゃられた中で，子供達が友達の意見を聞いたのは嬉しかったという意見があるんですね。子供たちは日頃いっぱいしゃべっているはずなんだけれど，これは大学なんかでも議論をさせるとそうなのですけれど，ちょっと真面目な問題について自分の友達が何を考えているのかというのを聞いたのは非常に嬉しいというのですね。そういう形でみんなが言い出すと，自分も言えるんじゃないか，聞いてもらえるんだったら言えるんじゃないかという雰囲気が出てくるのです。その

意味ではベーシックなところでディスカッションだとかディベートの教育という際に、どうしても日本人は自分の思うことを無理矢理でも言う訓練をさせる方が重要じゃないかというような形でいくのですけれど、私は、日本ではあまりそうするのは適当ではなくて、聞くことからしっかり身につけさせる方が自然に言える雰囲気が出るのではないか。

たしかに、アメリカ人は厳しいことも言うのです。どうしてもアメリカに行くと、ああ、日本人は思ったことを言えないから、如何にして厳しいことを言うか、それが日本人がディスカッションする上で重要なのだというふうに言うんですけれども、ただよく見ると、アメリカ人というのは、日本人より遥かに他人を褒めるのですね。おまえのここは素晴らしい、君のここは素晴らしい。相手に対して厳しいことは言うのだけれども、当然に相手のいいと思ったことに対しては凄く褒めるのです。では、日本人は褒めるのは旨いかというと褒めるのも下手なのです。褒めもしないのに厳しく言うことだけ学ぶと何が発生するかというと、それはお互いに傷つけ合うだけになってしまっただけで殺伐としてくる。そのバランスというのが重要で、ではその教育を考える際に自分の意見を言えるという際に、他人の意見を聞けるということ、それはやっぱりある意味で公平感覚だと思うのです。公平に人の意見を聞くというのは、聞くに絡んだ意見。公平な意見というのは自分の主観なのですけれども、実は公平さというのは異なる意見をちゃんと聞けるかという点に絡んでくる。

その意味では、先程おっしゃられたコミュニケーションの問題、裁判官とのコミュニケーションということを考えると、初めから自分の意見があってほかの意見は全く聞きませんと。自分の意見をどう通すかというだけの教育をしてしまうと、それはもういろいろなコミュニケーションをしながら結論にたどり着くというところに至らないわけですね。多様な意見については率直に耳を傾けながら、以前、裁判モデルの中で出てきましたけれども、やっぱり最後に答えにたどりつかないといけない。もちろんまとまらなかったときは多数決なんでしょうけれど、そういう意味での議論の立て方というのを

ベーシックに教えておかないと、中々動かないのではないか。その上にどの程度の法的な教育が必要なのかというのは、また別途の議論ではないかというような印象を個人的には持っております。

荻原委員 今日、佐藤先生からいろいろ教えていただいて、私も新聞などで裁判員制度とか見えていますけれども、これって結構問題が大いにある法律だなと思ってしまいました。市民が議論に参加しないで出来てしまった法律の典型だなという気がするのですね。市民が参加する法律なのだから、もっと時間をかけて議論すべきはこれだよと思ってしまったのです。多分、私だけではないと思いますけれども、なぜ重大事件なのか。それは私も感じていたのです。人を死刑にするとか無期懲役にするとかってとても私たちはそんな判断できませんって、多分裁判官もそう思っているだろうと思うのです。それを何か市民に押しつけていない。ていうふうに感じたのです。

それより私が参加したい判決というのは、本当に身近なものなのです。隣に産廃処理場が出来ちゃったんだけれど、誰も止めてくれないでこんな山が出来ちゃったのは誰のせいなんだとか、細かい本当に身近に起きる事件に対して、これは法律がないから適法なんだということで、いつも泣き寝入りしている市民からしてみたら、それ、ちょっと正義と違うんじゃないかと思っていることについて、市民的な感覚を入れて欲しいな、なんて思っていますよ。法律はないけれども公序良俗とか、いろいろほかにはないだろうとか思っているのですね。だけどいきなりほとんど殺人事件みたいなことばっかりに参加させられるのは、これは、私は本当の市民参加と違うんじゃないかと常々思っていたのですけれども、佐藤先生から言われて、重大事件だけって。それは、市民は望んでいない。それは議論したのですか、市民とともに、と思いました。

それと、裁判員の選び方も、この人にだけは参加して欲しくないなという人もいるじゃないですか。こんな奴に自分の運命を託したくないっていう、それも選ばれちゃうかもしれない。ここのところも市民とともに議論したの

ですか。私の運命は誰にでも、それだと、まるで「くじ」みたいな感じじゃないですか。当たった人によって私の運命が変わってしまうわけですから。それでいいのか。今までの裁判にあまり問題がなかったというか、問題はありましたけれども一応みんな従っていたのは、ある程度裁判官というのは、いろいろなことを勉強して頭もいいし、みんな信頼しているしというところがあるから、ちょっと納得出来ないけれどもしょうがないみたいなところがあったのですけれども、何かその辺のおやじさんやおばさんが、ちょこっと出てきて、ただ話だけ聞いて、うーんどっちにしようかなみたいな、クロカシロみたいで決められたくないなって普通の人だったら思うんですよ。そんな重大なことを決めているのに、市民が参加しない法律なんじゃないと思ってしまったのです。

今、趣旨説明が行われたところだと言いましたけれども、こういう論点をマスコミがきちんとディベートしてきたかどうか。原点に戻って私は考えるべきだなと思う。国民全体のレベルアップを図るのはいいですけども、やはりそのところをきちんと議論して出来た法律案なのかどうかというところに物凄く不安を感じてしましまして、失敗したら最初からやり直せばいいやというところもあるかもしれませんが、法律って改正するものですから。だけど改正するには5年とか10年とかという期間がありますし、その間に判決を言われちゃった人は後戻りできませんから、私はこんな大事な法律は審議会とかそういった専門家だけで決めるのではなくて、広く国民に、佐藤先生が今おっしゃったような問題って富士山の裾野から普通は訓練していくべきものじゃないかとか、いきなり死刑や無期懲役じゃなくて、それこそが本当の市民参加の形ではないかと思ひまして、この法律案そのものが密室でどんどん出来ていった今までの流れと同じだなあと思ってしまったのです。これはマスコミの責任もあると思いますけれども、法曹界の、マスコミの放送とこっちの法曹もありますけれども、法曹界の方も、もっと積極的に問題点はこういうところにあるんじゃないかとか、ほかの国と比べてこういうところが日本は違うとか比較しながらディベートして欲しい問題だなと思

いました。

土井座長 どうもありがとうございます。

裁判員制度の検討のされ方についての御意見のようでしたが、ではなぜ十分な議論が行われなかったか、荻原委員の印象ではそうだとのことですが、基本的には、法とか司法というものに対する国民の関心度の問題がやっぱりあるわけです。例えば、もとに裁判員制度あるいは陪審員制度、参審員制度みたいな伝統があって、それで新しい制度をどうするかという議論になれば、既に国民の関心があるわけですから、当然、変わっていくということについての関心度は非常に高い状態に維持されているわけですね。ところが、現在までのところ検察審査会等はあるのですけれども、国民が主体的に参加するというような機会が他国に比べるとあまりないお国柄だったわけで。それだからこの研究会に引きつけて言いますと、もともと法教育をどうするか、あるいは市民に対して法というものをどう理解してもらって、司法をどのように理解してもらうのか、そういうことを幅広く議論しなければならないという問題意識すら希薄だった。ところが、今回こういう裁判員制度を導入する、その過程にはいろいろ御意見があるでしょうが、導入することになって、やっぱり、これはみんなしっかり考えないといかんのじゃないか、あるいはこういう研究会を作って、法をどういう形で学校教育に取り入れていくのだ、司法参加の問題をどういうふうに受け入れていくのだという形で議論が始まる。そういう議論を通じて、また国民が様々な裁判員制度に関与しながら、この制度はこういう運営でいいんじゃないか、あるいはこういうふうに運営したらいいんじゃないかという動きにつながっていく。だからすべてを最初に議論して全部完璧に決まってからやるというやり方と、とりあえず最善のものにしながら、そこにいろいろと人を関与させながら、どんだんうまく議論をさせていくんだというやり方と、それはそれぞれあるやり方だろうと思います。

法教育、この研究会の課題あるいはテーマとしては、裁判員制度というも

のが現在いろいろと議論をされる形でまとまっていくとして、ではそれにどのような形で主体的に関与をして、その制度をうまく運営していくために役立つのか、あるいはその経験を踏まえながら今後国民の主体的な参加というのはどうあるべきなのかという議論をしていくベースを創ろうという問題だろうというふうに私自身は思います。その意味では、大場参事官や佐藤先生から御紹介のあったような裁判員制度を前提にして、ではこれを一番活かせるような形での法教育というのはどうなのかというのが課題であろうというふうに思っております。

それとの関係でというか、先程申し上げようとしたのは、裁判員制度を含めて司法というもの、あるいは裁判というものについて、やっぱり広く興味を持ってもらわなければいけない。興味を持ってもらう中で主体的な関与が生まれ、主体的関与が生まれる中で自ずから問題意識が生まれる。問題意識が生まれる中でより良いものを創ろうというふうに動いていくのだろう。その意味では、まず裁判にどのような形で興味を持たせるか、あるいは社会に興味を持って参加していくかという意識を持ってもらうかという点を議論していただけたらどうか。その点で荻原委員の方で何か御関心があれば御意見をいただければと思うのですが、如何でしょうか。裁判に興味を持つ前提として、社会の紛争等について関心を持って、いろいろなところで主体的に関わっていくというような教育について、何か御意見があればと。

江口委員 私は荻原さんの指摘も大切とは考えています。裁判員制度の中で、もし制度が動き出したとき、実際の裁判の中で問題（イシュー）が生じるのは、裁判員に裁かれる人であったり事件に対してだろうと思います。そのときに適切な判断が出来るような子供達を育てることを事前的にやってもよいと考えたりもします。多分この法教育というのはそういう教育だろうと思っているのです。それは政治や経済に絡んで法が出てきたり、イシューが生まれたときに、そのイシューをどう我々は考えるのかという、そんな教育として考えてもらうと、私は裁判員制度がどうあるべきだという議論はあまり出

来ませんけれども、裁判員制度に関して問題が生じると想定されるのであれば、日本の人々が主役や登場人物になるわけですから、そこに関連するような教育を考案していくことは非常に大切なことだろうと思っています。

土井座長 どうもありがとうございました。

これは法教育に限らず裁判員制度全体もそうなんですけれど、より良いものにしていくということになれば、当初どういう段階から始めて、重要なのはそれがどんどん改善されていくようなシステムを創り上げていくということであろうと思うのですね。初めから、もうこれで一番いいんだ、後は動かしてはいけないというようなものではなくて、ある動因を与えて、しかし、それがいろいろな形での関与を経ながらより良いものにしていくためにどういふようなシステムを作っていくかというメタシステムの問題があって、恐らく法教育もそうで、どういう形で当初導入をしていって、それが育っていったくれるかという点が非常に重要なのだと思うのです。その意味では、先程、佐藤先生の方から御紹介があったように、やっぱり重要なものだと理解してくれること、そして、これには関わらなければいけないんだという点について認識を持ってくれることというのが重要で、それを進めていく上でディスカッションをしていったりディベートしていったりするような能力を使いながら、より良いものを築いていってもらい、そのベースを築き上げることというのが大事だと思うのですね。

それは何も裁判員だけに限らず、民主主義というのは元来そういうものなのであって、そういう形で進めていくということは広い射程を見れば必ずしも法だけの問題ではない。それは政治の問題でもあり経済の問題でもあり、結局その国民全体のベースから、かけ離れた制度なんていうのは、各国は維持出来ないのです、最終的には国民全体を信頼しながらその水準を徐々に自分たちで上げていくことによってシステムというのは改善されていくわけです。中々今までそういう点について教育の段階で議論ができなかった。それを今後主体として、もし入れることが出来れば、そういう形で議論を進めていく

ことが出来るのではないかというふうに思っているところであります。

佐藤弁護士 先程の荻原さんの話を聞いて、どうしてもつけ加えなければいけないと思うのですけれども、我が国は1928年から1943年までの15年間に、戦前ですけれども陪審制度を持ったことがあって約500件の陪審裁判を経験したのですが、それは殆ど、もう今は活かされてなくて、結局は徐々に被告人自身が選ばなくなって衰退して、もう使われなくなったというのが歴史としてあるわけですね。でも、そのときでも周知期間というのを設けまして、かなり国民教育的なことをやって取り組んだわけです。今回も5年間という、かなりほかの法律にない施行までの期間を設けておりまして、これは法教育というレベルではなくて、もっともっと大々的に制度のための啓蒙的なものがなされると思います。ですから、荻原さんが言われたような問題も、その間に法律として変わることは多分ないでしょうけれども、いろいろなアイデアが出されて、国民が出来易いようなやり方ということが多分されると思うのです。

大事なことというのは、言いたいことは、皆さんがテーマになさっているのは多分学校教育というかそういうところの問題だと思うのですけれども、とりあえずこの裁判員制度に関わらなければいけないのは、我々を含めても全部学校教育を終えちゃった人がどれだけ取り組めるのかという、その人たちはかなり古いしがらみの中でやっているわけで、今の裁判官や検察官、弁護士も、私はもう30年もやっていれば絶対に新しいものについていけないわけですね。だからこれが生きるのは、これから法律家になったり、これから市民権というか選挙権を得てどんどんなっていく人たちによってどれだけ支えられるかというところがあって、当面私達は多分ぶうぶう言いながらやると思います。

けども、これからの学校教育の中で、裁判員という人を裁くのだという自分の役割が来るときがありますよということを教育として学んでいけば、とうとうその日が来たかということに多分なると思いますので、やはり時に

は人を裁かなければいけないんだということ。だから私も大学生に、今までは司法試験を受ける人しかこの法律は多分使わなくて社会に出たら忘れるに決まっていますが、これからは、もしかしたらあなたが私を裁くことになるかもしれないからよろしくお願ひしますと言っているのですけれど、そういうやがて自分は裁判官の横に座るかもしれないという教育を施されてこなかった私達ではなくて、層として学校教育の中でも創っていくということによって育て上げていくことが出来る。だからそういう意味では不安はあるけれども楽しみにしているというつもりでして、決して、この制度は駄目だとかというのではなくて、言いたいのは非常に重たい課題を背負っているけれども、我が国の教育水準とか、そういう、いざ決まったときにはガーッとやるというのも我が国の特徴かもしれません。もしかして世界に冠たるものになるかもしれないという希望も持っているということも併せて言いたいと思います。

土井座長 どうもありがとうございました。

これは座長の取りまとめというより個人的な見解なのですが、議論はいろいろあるかと思うのですけれど、ある意味で司法参加が大変なことだという御指摘はそのとおりです。ただ、その大変なことあるいは物凄く責任の重いこと、それは体験しないといけないし、それを大人が、しかも身近な大人が正面から受けとめて最善を尽くそうと努力しているという姿は、これはある意味で子供に対しては非常に重要な教育なのです。大変だから嫌ですというような合意が国民的に出来上がるということになれば、それは子供たちに対して要するに大変なことというのは関わらないものですよというようなメッセージに当然なってくる。もちろん大変なことだから無鉄砲にやれというわけにはいかないのです、当然準備を経て、教育を経てということになると思うのですけれども。しかし、それはいろいろなやり方があり得るところになるとういうふうに思っています。

最後に荻原委員、何か。

荻原委員 実は、今日、本当はこの記事をコピーで配りたかったのですが、著作権とかいろいろあって配れなかったので紹介だけしたいのです。これの中に、偶々これを読んでいたら、「平和運動の中で自ら育むイタリアの若者たち」というのを読んだのですが、イタリアの若者達が凄く社会問題に熱心に関わっていく姿が、それが日本の若者と全然違うということが書かれてあって、この差は何なんだろうということが今回の法教育のヒントになるかな。なんて思ったのですね。

イラク戦争のことについて簡単に言いますと、自分たちの豊かな生活を依存していくためには石油が必要だと。その石油を確保するためにはフセインのいるようなイラクとか、ああいう国は民主的な国にしなければいけない。となると戦争もやむを得ないという論理が成り立つけれども、それについてどう思うかというのを、イタリアの若者に持っていくと、それはおかしいとか言って、それだったら自分たちの生活のレベルを下げても戦争してはいけないとか、はっきり自分の意見を言ったり、そして平和のデモ行進をするのが若者が中心だったりするわけです。

でも、日本の若者にその質問をぶつけても、「そうだよな。」とか言って、何か煮え切らない答えが出てくるところから、どこにその差があるかを見ていくと、この記事によると、やっぱり普段からいろいろな世の中の世界の出来事についていろいろなサークルで議論している。そして、先ほど北欧の国々では、異論が言いやすい、あるいは聞いてくれる環境にあると言っていましたけれども、そういうサークルで異論もあるけれども、みんなそれは否定するのではなくて、それも聞きながら議論を進めていって、その後は、その議論とは全然関係なく、また仲良くお茶を飲みに行くとかですね。日本だと違う意見を言ってしまうと、あいつは変なやつとか、わけ分からないやつとかといって、言えない雰囲気、みんなの流れと違うことを一人で言うと仲間外れにされる感じがあったりとか、協調性のないやつとかということになって、そういうのがあるために意見が言えないと。

あと、この中では大学受験というのがイタリアの場合はそんなになくて、そのせいか宿題はたくさんあるのだけれども、その後にボランティア活動とか、夏休みには社会的ないろいろな、老人介護の福祉施設でボランティアをやったりとか、子供たちのサマースクールの先生をやったりとか、いろいろなところに社会に出て、学生の次にいきなり社会人ではなくて、学生でありながら社会人をやっているから、様々な社会の出来事について興味を持っている。でも日本の場合は学生が終わったらいきなり社会人だという、この辺からも影響があるのではないかというような話が出ていました。日本の学生達が真剣に何か行動するという事は、昔、学生運動の弊害があったのかもしれないけれども、平和の運動とかデモ行進するとかというのはマイナスイメージが日本には出来てしまったのかなとなんていう気がするのですね。高校生がデモ行進をすると、多分学校から制服なんか着ていかないでとか、お叱りが来ちゃうんじゃないかと思うのですけれども、そういうところがこのイタリアではみんなが当たり前のように平和のためのデモ行進に出かけていける、社会に対して自分の意見を堂々と言える環境なのだなと思いました。

いずれは裁判官と同じように裁判員になるかもしれないとかいっても、普段考えてないことをいきなり考えろと言われても、訓練が頭の中で出来てないわけですね。そうすると、普段からいろいろな判決を見て、これはおかしいとか、いろいろな世の中を見ながら、これはおかしいだとかいろいろなことを考えている、それこそ生涯学習が必要なのだらうと思うのですけれど、その一番教育しやすいのが学校だと思いますけれども、そのときにあまり社会と関わることを今の日本は学校も好んでないし、社会も親も好んでない風潮があるかなという気がします。

例えば、今回の文春問題のことなんか格好の材料だと思うのですけれども、こういうものに対して裁判所はこういう判断をしたけれども、ではほかの記事を読む権利はどこへ行ってしまったのかとか、離婚って不名誉なことなのかとか、別に離婚の話は不名誉なことだったらそれは差別じゃないのとか、いろいろな意見があって議論がプライバシーの問題以外にあってよかったと

思うのですけれども、そういうものに対していろいろな人が議論をその都度その都度学校でもやっていって、そして、さらにこれがおかしいと思ったら、例えば社会に対してそのクラスでも行動を起こしてみるとかということを経験が否定しないとか社会が受け入れるとか、そういう土壌がないといけな
いかな、なんていう気がしました。このイタリアの若者たちというのは面白
かったです。日本の若者と違うなというのが分かりますので是非読んでいた
だければなと思います。

土井座長 どうもありがとうございました。

最後の点は非常に大事な点で、裁判に対する批判という言い方をすると、何か裁判を悪者にして、この裁判は駄目なんだどうのこうのという、そういう一方的な内容になりがちです。しかし、そもそも裁判がそういう形で国民のあるいは子供たちの議論に上る、あるいは議論してもらえる対象になるというのは、それはやっぱり重要だから、あるいは重要さが分かったから議論になるわけだと思うのです。本当に重要でなかったら、そもそも議論をしないし関心を持たないということになるところなのですが、単にその批判というか、それについて問題を提起するというだけではなくて、いろいろな観点から議論出来るという雰囲気を作るのが、当然その裁判の重要性を国民がみんな分かっていくというプロセスにもなるわけで、その中から自分も関わるべきだという意識が出てくる点でもあります。最後の荻原委員からの御指摘等を踏まえて今後も検討をしていきたいというふうに思っております。

それでは、まだ議論等がおありかと思うのですが、時間の方も押してまいりましたので、この辺で「国民が司法に主体的に関わっていく意識を育てるための教育」という点についての議論を終えさせていただきたいと思います。

佐藤先生、どうもありがとうございました。

次に、教材例の作成について少し御相談を申し上げたいと思います。教材例等の作成につきましては、第6回会議から第8回会議におきまして既にお話をさせていただいておりますように、江口委員、大杉委員、館委員、橋本

委員，永野委員の方に第一次的な検討をお願いしているところでございます。それで，4月からこの作業をより本格的なものにいたしたいと思っ
ているところございまして，そのためにも5人の委員の方以外にも学校の先生方の御参加をいただきたいというふうに考えております。つきましては，御参加
いただく先生方の人選等につきまして座長の方に御一任をいただきたいとい
うことで御相談をさせていただきたいのですが，それによろしゅうございま
すでしょうか。

それでは，御了承いただいたということで早速教材例等の作成にも着手し
ていただきまして，その進展状況につきましては，逐一本研究会の会議に御
報告していただくということにいたしたいと思います。

それでは，予定の時刻を少し過ぎましたが，本日はこの程度とさせていた
だきます。

次回は来月27日火曜日，時間の方はまだ若干未定ですが，今回の会場で
あります法務省大会議室において開催を予定しております。

それでは，本日の議事はここまでにいたしたいと思います。どうもありが
とうございました。

午後4時05分 閉会